

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法(昭和29年法律第162号)第47条、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第4条
<p>【改正の概要】</p> <p>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務の効率化を図るため、当該事務の所掌を警務部から総務室に変更するもの</p> <p>(旧) 警務部の所掌事務 「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。」</p> <p>(新) 総務室の所掌事務 「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。」</p>	
施行日	平成29年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察法 (昭和29年法律第162号) (警視庁及び道府県警察本部) 第47条 省略 4 <u>警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。</u> ● 警察法施行令 (昭和29年政令第151号) (警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準) 第4条 1 法第47条第4項に規定する<u>警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。</u> 	